

九州栄養福祉大学 公的研究費等の間接経費使用に関する基本方針

平成 29 年 3 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この方針は、競争的資金をはじめとする公的研究費等に係る間接経費について、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき、公的研究費等を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資するために、間接経費の使用方法を定めることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この方針において、「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公募型の研究資金をいう。
- 2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金の交付を受けようとする場合においても、この方針を準用する。
 - 3 この方針において、「配分機関」とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人その他競争的資金等を配分する機関をいう。
 - 4 この方針において、「被配分機関」とは、前項の競争的資金等を獲得した研究機関または研究者の所属する研究機関をいう。
 - 5 この方針において、「直接経費」とは、公的研究費等により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関または研究者が使用する経費である。
 - 6 この方針において、「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費である。

(間接経費の金額)

第 3 条 この方針において、間接経費は直接経費の 30%に相当する額とする。ただし配分機関による特別な定めがある場合はその定めに準拠するものとする。

(間接経費の使途)

第 4 条 間接経費は、原則として、「被配分機関における研究代表者・研究分担者の年間の人件費にエフォート(*)を乗じたもの」(以下、「研究部門の人件費」という。)に対して充当するものとする。

●「研究部門の人件費」の算出方法

$$\text{研究部門の人件費} = \text{研究代表者} \cdot \text{研究分担者の年間の人件費(本俸等)} \times \text{エフォート(*)}$$

エフォート(*)・・・年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率(%)

2 間接経費は、前項のほか、「別表1」に定める用途に使用できるものとする。

(間接経費の使用の確認)

第5条 間接経費の使用にあたっては、研究代表者・研究分担者が間接経費を直接経費に充当しないよう、事務部会計課が使用計画を作成し、決算時に間接経費が直接経費に充当されていないか確認するものとする。

(間接経費の趣旨及び用途の説明)

第6条 間接経費の使用にあたっては、間接経費の使用方針及びその用途について、科研費採択者等へ一斉メールを送信する等の方法により、周知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 毎年度の間接経費の執行状況について、「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を一定の期日までに、公的研究費等の配分機関に報告しなければならない。

(取扱いの変更)

第8条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱方針も随時見直すこととする。

(別表1) 間接経費の主な用途の例示

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。